

# 兵庫県公報

平成28年3月23日 水曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）……	1
○ 兵庫県議会情報公開条例の一部を改正する条例（同）……	1
<b>県議会告示</b>	
○ 兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則 ……	2

## 公布された法令のあらまし

- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）  
本県の厳しい財政状況等に鑑み、議会の議員の議員報酬について、引き続き減額措置を講じることとした。
- 兵庫県議会情報公開条例の一部を改正する条例（条例第34号）  
行政不服審査法の全部改正により、異議申立て及び審査請求が審査請求に一元化されるとともに、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には同法の審理手続の一部が適用されないこととされること等を踏まえ、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則（議会告示第1号）  
行政不服審査法の全部改正による兵庫県議会情報公開条例の一部改正に伴い、協議等の場として設けた兵庫県議会情報公開審査会の目的について所要の整備を行うこととした。

## 条 例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第33号

#### 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



兵庫県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第34号

#### 兵庫県議会情報公開条例の一部を改正する条例

兵庫県議会情報公開条例（平成12年兵庫県条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第17条」を「第16条の2」に改める。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

「第1節 不服申立てに関する手続」を「第1節 審査請求に関する手続」に改める。

第3章第1節中第17条の前に次の1条を加える。

(行政不服審査法の適用除外)

第16条の2 公開決定等(第11条第3項又は第12条第3項の規定により非公開決定があったものとみなされる場合を含む。次条第1項において同じ。)又は公開請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第17条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「(第11条第3項又は第12条第3項の規定により非公開決定があったものとみなされる場合を含む。)」を「又は公開請求に係る不作為」に、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき(当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。)

第17条に次の1項を加える。

2 議長は、前項の規定により意見を求めようとするときは、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えなければならない。

第18条各号列記以外の部分中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号を次のように改める。

(i) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)

第18条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「公開決定等」を「公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第19条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等(審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)」に、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

第20条第1項中「第17条」を「第17条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第21条第1項及び第2項中「公開決定等に係る」を削り、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第22条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第23条及び第24条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第25条の見出し中「閲覧等」を「閲覧又は交付」に改め、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「。以下「閲覧等」という。」を削り、「当該閲覧等」を「当該閲覧又は交付」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「閲覧等」を「閲覧又は交付」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した者の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第26条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の兵庫県議会情報公開条例第3章の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた公開決定等(兵庫県議会情報公開条例第11条第1項に規定する公開決定等をいう。以下同じ。)又は施行日以後にされた公開請求(同条例第5条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。)に係る不作為について適用し、施行日前にされた公開決定等又は施行日前にされた公開請求に係る不作為については、なお従前の例による。

## 県 議 会 告 示

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月23日

兵庫県議会議長 石 川 憲 幸

**兵庫県議会告示第 1 号**

**兵庫県議会議規則の一部を改正する規則**

兵庫県議会議規則（昭和36年兵庫県議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。  
別表兵庫県議会情報公開審査会の項中「公開決定等」の右に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「不服申立てに係る」を「審査請求についての」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1 日から施行する。